

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当日が休日  
に当るときは、  
その翌日)

## 目 次

◇ 告 示 生活保護法による指定医療機関の廃止

定期種牡畜検査の実施

家畜伝染病の発生

牛等の出入又は移動を禁止する区域

土地改良区の役員の就任

土地改良事業計画の決定

保安林の指定の解除予定(十件)

開発行為に関する工事の完了

◇ 選挙告示 選挙管理委員会の招集

政治団体からの届出事項に異動があつた旨の届出

政治団体の解散の届出

政治団体の収支に関する報告書の要旨

◇ 教委告示 教育委員会の招集

◇ 公 告 電気工事士試験の実施

## 告 示

### 鳥取県告示第四百十号

生活保護法施行規則(昭和二十五年厚生省令第二十一号)第十四条第一項の規定に基づき、指定医療機関から診療所を廃止した旨の届出があつたので、同条第二項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十七年四月十三日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
桜井 医 院	鳥取市立川町二丁目二三	昭和五十七年三月九日

### 鳥取県告示第四百十一号

鳥取県種牡畜検査条例(昭和二十四年三月鳥取県条例第十一号)第五条第二項の規定に基づき、豚の定期種牡畜検査を実施するので、同条第四項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十七年四月十三日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

検 査 期 日	検 査 時 間	検 査 場 所
昭和五十七年四月二十日	午前十時から	倉吉市大塚 中部家畜市場
昭和五十七年四月二十二日	"	"
昭和五十七年四月二十三日	"	米子市吉岡 西部家畜市場
昭和五十七年四月二十四日	"	"
昭和五十七年四月二十七日	"	鳥取市国安 東部家畜市場

鳥取県告示第四百十二号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第十三条第四項の規定に基づき、次のとおり家畜伝染病が発生した旨の報告があつたので、同条第五項の規定により告示する。

昭和五十七年四月十三日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

炭 疽*	牛 患 畜	一	昭和五十七年四月八日	東伯郡東伯町大字金屋
家畜伝染病の種類	家畜の種類	区分	頭数	発生年月日
				発生場所

鳥取県告示第四百十三号

炭そ、予防に関する規則（昭和三十年一月鳥取県規則第四号）第二条の規

定に基づき、牛、馬、めん羊、山羊、豚、その死体又は炭疽の病原体をひろげるおそれがある物品の区域外との出入又は区域内での移動を禁止する区域を次のとおり指定する。

昭和五十七年四月十三日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

東伯郡東伯町大字金屋字大高谷の区域

鳥取県告示第四百十四号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十六項の規定に基づき、次のとおり大栄町土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があつたので、同条第十七項の規定により告示する。

昭和五十七年四月十三日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

退任した役員の氏名及び住所

理 事 長谷川清太郎 東伯郡大栄町大字西高尾八四七―四〇

昭和五十六年三月二十四日退任

就任した役員の氏名及び住所

理 事 高見 英公 東伯郡東伯町大字槻下六八〇

" 桑本 昭人 " 大栄町大字由良宿一三四

前田 義人  
西谷 万寿蔵  
六尾四一八  
妻波一五五七一八

昭和五十七年三月十六日就任 任期昭和五十八年二月十三日まで

鳥取県告示第四百十五号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条第一項の規定に基づき、昭和五十七年三月一日付けで日野郡日南町中石見五二三番地極田廣壽ほか十五人の者から申請のあつた県営で行う土地改良（中石見地区農林漁業用揮発油税財源身替農道整備）事業に係る土地改良事業計画を定めたので、同条第五項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十七年四月十三日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十七年四月十四日から二十日間

三 縦覧に供する場所

日南町役場

四 異議の申立て

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し立てること。

鳥取県告示第四百十六号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和五十七年四月十三日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 解除予定に係る保安林の所在場所

八頭郡河原町大字郷原字柏奥三一三の二（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

三 解除の理由

農道用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部造林課及び河原町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第四百十七号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和五十七年四月十三日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 解除予定に係る保安林の所在場所

八頭郡用瀬町大字屋住字柚山五六〇から五六二まで、字アイノ谷五七八、五七九、字添谷奥五八五、五九六から五九八まで、六〇〇、六〇二、六〇三、六〇四の一（以上一三筆について、次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

農道用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部造林課及び用瀬町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第四百十八号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和五十七年四月十三日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 解除予定に係る保安林の所在場所

八頭郡家町大字姫路字後左近ノ一 七三八の三、七四二から七四四まで、七四八、字清水ノ一 七六九、七七一の一、七七三の一、七七四から七八〇まで、七八一の九、字発町ノ一 七八二の一三、七八二の一

四（以上一八筆について、次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部造林課及び郡家町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第四百十九号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和五十七年四月十三日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 解除予定に係る保安林の所在場所

八頭郡智頭町大字西谷字三ツ石七四一（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部造林課及び智頭町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第四百二十号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、  
森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示す  
る。

昭和五十七年四月十三日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 解除予定に係る保安林の所在場所

八頭郡用瀬町大字赤波字小石ヶ谷一九七〇の二（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部造林課及び用瀬町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第四百二十一号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、  
森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示す  
る。

昭和五十七年四月十三日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 解除予定に係る保安林の所在場所

岩美郡国府町大字上地字牛尾八七六の二、字水無し八七七の四（以上二筆について、次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

林道用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部造林課及び国府町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第四百二十二号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、  
森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示す  
る。

昭和五十七年四月十三日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 解除予定に係る保安林の所在場所

倉吉市円谷字梨子木谷四四七の一（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 解除の理由

林道用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部造林課及び倉吉市役所に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第四百二十三号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、  
森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定により告示する。

昭和五十七年四月十三日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 解除予定に係る保安林の所在場所

東伯郡三朝町大字木地山字内札谷一二四〇の一(次の図に示す部分に限る。)

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

林道用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部造林課及び三朝町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第四百二十四号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、  
森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定により告示する。

昭和五十七年四月十三日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 解除予定に係る保安林の所在場所

八頭郡用瀬町大字屋住字中津美奥七六七の一(次の図に示す部分に限る。)

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

林道用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部造林課及び用瀬町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第四百二十五号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、  
森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定により告示する。

昭和五十七年四月十三日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 解除予定に係る保安林の所在場所

八頭郡河原町大字北村字柚小屋ヨリ門口迄九三四の一八八(次の図に

示す部分に限る。)

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

林間歩道用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部造林課及び河原町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第四百二十六号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により告示する。

昭和五十七年四月十三日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 開発許可の年月日及び番号

昭和五十六年九月五日 鳥取県指令受米土維第七百九十八号

二 開発区域に含まれる地域の名称

西伯郡日吉津村大字日吉津

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

西伯郡日吉津村大字日吉津八九八

長谷尾寿明

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第五十五号

昭和五十七年第六回鳥取県選挙管理委員会を次のとおり招集する。

昭和五十七年四月十三日

鳥取県選挙管理委員会委員長 田 中 梅 蔵

一 日時 昭和五十七年四月十六日(金)午前十一時十五分

二 場所 鳥取市東町一丁目二二〇番地

鳥取県選挙管理委員会委員室

三 議題 市町村選管委員、啓発担当者研修会について

鳥取県選挙管理委員会告示第五十六号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第七条の規定に基づき、次の政治団体から届出事項に異動があった旨の届出があったので、同法第七条の二第一項の規定により告示する。

昭和五十七年四月十三日

鳥取県選挙管理委員会委員長 田 中 梅 蔵

政治団体の名称	異動事項	新	旧
広島さんと語る婦人の会	主たる事務所の所在地	境港市元町一八四七	境港市誠道町一六二
"	会計責任者	広島美奈子	田中美奈子
平林鴻三後援会	主たる事務所の所在地	鳥取市職人町二六	鳥取市西町一一二六
自由民主党米子市富益支部	"	米子市富益町六〇一	米子市富益町二八三七
"	代表者	花井教敬	永見寛邦
"	会計責任者	足立 強	佐々木一人
松永元一後援会	代表者	野間 猛	田山亥八
自由民主党鳥取市千代水支部	主たる事務所の所在地	鳥取市南隈四七	鳥取市秋里八六七
"	代表者	田井 豊	太田豊三

鳥取県選挙管理委員会告示第五十七号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定に基づき、次の政治団体から解散の届出があつたので、同条第三項の規定により告示する。

昭和五十七年四月十三日

鳥取県選挙管理委員会委員長 田 中 梅 蔵

政治団体の名称	代表者氏名	会計責任者氏名	主たる事務所の所在地	備考
小谷善高後援会	尾崎 茂	田中繁保	倉吉市海田西町五〇一	その他の政治団体

鳥取県選挙管理委員会告示第五十八号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十二条の規定による政治団体の収支に関する報告書の提出があつたので、同法第二十条第一項の規定に基づき、その要旨を次のとおり公表する。

昭和五十七年四月十三日

鳥取県選挙管理委員会委員長 田 中 梅 蔵

◎その他の政治団体	前年繰越額	4 支出の内訳	前年繰越額
期間 昭和55年1月1日～12月31日		政治活動費	61,598
よぎたに廣之亮後援会		組織活動費	22,800
報告年月日 昭和57年2月23日			
1 収入総額	61,598 円		
2 支出総額	22,800		
3 収入の内訳			
		前田宏後援会	
		報告年月日 昭和57年3月8日	



1	収入総額	0	円
2	支出総額	0	円
常田たかよし後援会			
報告年月日 昭和57年 3月11日			
1	収入総額	4,350,000	円
2	支出総額	4,083,042	
3	収入の内訳		
	寄附	4,350,000	
	団体分	4,350,000	
4	支出の内訳		
	政治活動費	4,083,042	
	組織活動費	1,772,800	
	選挙関係費	1,000,000	
	機関紙誌の発行 その他の事業費	952,620	
	機関紙誌の発行 事業費	82,220	
	宣伝事業費	870,400	
	調査研究費	357,622	
5	寄附の内訳 (団体分)		
	年間100万円以下のもの	4,350,000	

教育委員会告示

鳥取県教育委員会告示第七号

定例教育委員会の会議を次のとおり招集した。

昭和五十七年四月十三日

鳥取県教育委員会委員長 金 田 啓

- 一 日時 昭和五十七年四月十九日(月)午後二時十五分
- 二 場所 鳥取市東町一丁目二七一番地  
鳥取県教育委員会委員室
- 三 議題
  - 1 昭和五十七年度鳥取県教科用図書選定審議会委員の任命について
  - 2 その他

公 告

電気工事士法(昭和35年法律第139号)第5条第2項の規定により、昭和57年度電気工事士試験を次のとおり実施する。

昭和57年 4月13日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

1 筆記試験

(1) 試験の日時及び場所

ア 日時

昭和57年 6月20日(日)午前10時30分から午後12時30分まで

イ 場所

鳥取市、倉吉市及び米子市

(2) 試験科目

科 目	内 容
電気に関する基礎理論	1 電流、電圧、電力及び電気抵抗 2 導体及び絶縁体 3 交流電気の基礎概念 4 電気回路の計算
配電理論及び配線設計	1 配電方式 2 引込線 3 屋外配線 4 屋側配線 5 屋内配線
電気機器、配線器具並びに電気工事用の材料及び工具	1 電気機器及び配線器具の構造及び性能 2 電気工事用の材料の材質及び用途 3 電気工事用の工具の用途
電気工事の施工方法	1 配線工事の方法 2 電気機器及び配線器具の設置工事の方法 3 コード及びキャブタイヤケーブルの取付方法 4 接地工事の方法
一般用電気工作物の検査方法	1 点検の方法 2 導通試験の方法 3 絶縁抵抗試験の方法 4 接地抵抗試験の方法

配 線 図	5 試験用器具の性能及び使用方法
一般用電気工作物の保安に関する法令	1 電気工事士法、電気工事士法施行令（昭和35年政令第260号）及び電気工事士法施行規則（昭和35年通商産業省令第97号） 2 電気設備に関する技術基準を定める省令（昭和40年通商産業省令第61号） 3 電気用品取締法（昭和36年法律第234号）、電気用品取締法施行令（昭和37年政令第324号）、電気用品取締法施行規則（昭和37年通商産業省令第84号）及び電気用品の技術上の基準を定める省令（昭和37年通商産業省令第85号）

2 技能試験

技能試験は、筆記試験に合格した者及び電気工事士法施行令第9条の規定により筆記試験を免除された者に対して実施する。

(1) 試験の日時及び場所

ア 日時 昭和57年 8月 8日（日）午前 8時30分から午後 5時まで

イ 場所 鳥取市

(2) 試験科目

ア 電線の接続

イ 配線工事

ウ 電気機器及び配線器具の設置

エ 電気機器、配線器具並びに電気工事用の材料及び工具の使用方法

オ コード及びキャブタイヤケーブルの取付け

カ 接地工事

キ 電流、電圧、電力及び電気抵抗の測定

ク 一般用電気工作物の検査

ケ 一般用電気工作物の故障箇所の修理

3 受験手続

次の書類を鳥取市東町一丁目220番地 鳥取県総務部消防防災課へ提出すること。

なお、筆記試験の免除を申請する者は、電気工事士法施行令第9条第1項各号のいずれかに該当する者であること、又は前回の筆記試験に合格した者であることを証明する書類を添付すること。

(1) 受験願書

鳥取県総務部消防防災課に備付けの所定の用紙によること。

(2) 写真

受験願書提出前 6 箇月以内に撮影した上半身正面像のものを受験願書の所定の欄にはり付けること。

4 受験願書の受付期間

昭和57年 5 月 6 日から同月20日まで

5 受験手数料及びその納付方法

(1) 受験手数料 4,900円

(2) 納付方法

(1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を受験願書の所定の箇所にはり付けること。この場合、消印しないこと。

6 受験票

筆記試験の受験票は受験願書を提出した者に、技能試験の受験票は筆記試験に合格した者及び筆記試験を免除された者に交付する。

7 その他

不明な点は、鳥取県総務部消防防災課に問い合わせること。